

意見書（登園許可証）

稲城市立第五保育園 園長殿

入所児童名

年 月 日 生

（病名） （該当疾患に☑をお願いします）

	麻しん（はしか）※
	インフルエンザ※
	新型コロナウイルス感染症※
	風しん
	水痘（水ぼうそう）
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
	結核
	咽頭結膜熱（プール熱）※
	流行性角結膜炎
	百日咳
	腸管出血性大腸菌感染症（O157, O26, O111等）
	急性出血性結膜炎
	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医 師 名

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育所に提出してください。

※インフルエンザの登園停止の日数の数え方について

インフルエンザにおいて「発症した後5日」の場合の「発症」とは、「発熱」の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日は含まず、翌日を第1日と数えます。

例えば、発症した日（発熱が始まった日）が水曜日であった場合には、その日は数えず、木曜（1日目）、金曜（2日目）、土曜（3日目）、日曜（4日目）、月曜（5日目）の5日間は登園停止となります。インフルエンザの場合は「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで」です。

木曜日までに解熱していても、発症後4日目なので、火曜日から登園可能となります。

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日
発 症	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	登園可能	
発 熱	解 熱	1 日目	2 日目	3 日目			

解熱を確認した日が土曜日であった場合には、その日は数えず、日曜（1日目）、月曜（2日目）、火曜（3日目）の3日間は登園停止となりますので、水曜日から登園可能となります。

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日
発 症	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	登園可能	
発 熱	発 熱	発 熱	解 熱	1 日目	2 日目	3 日目	

※ インフルエンザ治療薬服用中は登園を控えてください。

インフルエンザ治療薬には、タミフルの他にリレンザ、アピアクタ、イナビル、シンメトレルなどの医薬品があります。これらの医薬品の服用後には、急に走り出すなどの異常行動の可能性があります。インフルエンザ治療薬服用の有無にかかわらず、インフルエンザに罹患して自宅において療養を行なう場合には、お子さんを一人にしないよう配慮しましょう。

※新型コロナウイルス感染症

登園基準

発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日
発 症	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	登園可能	
			症状軽快	1 日目			

※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日
検体採取日（陽性）	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	登園可能	

※症状軽快とは

解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状（咳や息苦しさ等）が改善傾向にある状態を指します。

○医師が記入した意見書（登園許可証）が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園禁止期間
麻 疹 (はしか)	発症1日前から発し ん出現後の4日後ま で	解熱した後3日を経過するまで
インフルエンザ	症状が有る期間(発 症前24時間から発病 後3日程度までが最 も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した 後 3日を経過するまで インフルエンザ治療薬の内服が終了する まで
新型コロナ ウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽 快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取 日を0日目として、5日を経過すること。
風 疹	発しん出現の前7日 から後7日間くらい	発しんが消失するまで
水 痘 (水ぼうそう)	発しん出現1～2日 前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化(かさぶた)にな るまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下 腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現し てから5日を経過するまで、かつ全身状 態が良好になるまで
結 核	—	医師により感染の恐れがないと認めるま で
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等症状が 出現した数日間	主な症状が消失してから2日を経過する まで
流行性角結膜炎 (はやり目)	充血、目やに等症状 が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状 が消失するまで
百日咳	抗菌薬を服用しない 場合、咳出現後3週 間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適 正な抗菌薬による治療が終了するまで
腸管出血性 大腸菌感染症 (O157、O26、 O111等)	—	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療 が終了し、48時間をあけて連続2回の検 便によって、いずれも菌陰性が確認され るまで
急性出血性 結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められ ていること
侵襲性髄膜炎菌 感染症 (髄膜炎菌性 髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認められ ていること

※感染しやすい時期を明確に提示できない感染症については、(—)としています。